

令和4年度
家庭教育の支援に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書



令和5年6月
茨 城 県

この「家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書」は、茨城県家庭教育を支援するための条例（平成28年茨城県条例第60号）第21条第1項の規定に基づく報告書です。

報告書の作成に当たっては、同条例第12条から第19条まで及び第22条の規定に沿って、令和4年度の施策や取組を整理しています。

茨城県家庭教育を支援するための条例（抄）

（年次報告）

第21条 知事は、毎年度、家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

目 次

令和4年度 家庭教育支援施策一覧	1
1 親としての学びの支援	3
2 親になるための学びの推進	13
3 家庭における就学前教育の充実	14
4 幼稚園等に対する就学前教育の支援	16
5 人材養成等	19
6 多様な家庭環境に配慮した支援	24
7 相談体制の整備等	28
8 広報、啓発等	32
9 家庭教育を实践する日等	35
(参考) 茨城県家庭教育を支援するための条例	36

令和4年度 家庭教育支援施策一覧

7課 18事業（延べ32事業（再掲を含む））

条項	事業名	関連する取組内容	担当部局	担当課
1 親としての学びの支援 （市町村、祖父母、学校、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者に対する支援や、関係者が実施する取組に対する支援を含む） 【第12条】	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・家庭教育推進事業 ・家庭の教育力向上プロジェクト事業 ・地域で支える家庭の教育力向上事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・家庭教育推進動画の作成・配信 ・「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供 ・家庭教育支援資料の活用 ・企業における家庭教育学級の実施 ・「家庭教育支援チーム」の活動及び登録の推進 	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革・女性活躍推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍・働き方シンポジウムの開催 ・県内事業者等への啓発・情報発信 ・「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」と連携した啓発 ・働き方改革優良（推進）企業の認定 	産業戦略部	労働政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・元気いばらきっ子育て事業 ・県立青少年教育施設指定管理者提案事業 ・県生涯学習センター指定管理者自主事業 ・県立青少年教育施設指定管理者自主事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動の実施 ・体験活動の実施 ・体験活動の実施 ・体験活動の実施 	教育庁総務企画部	生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の実施 	警察本部生活安全部	少年課 少年サポートセンター
2 親になるための学びの推進（前条に同じ） 【第13条】	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフデザイン形成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生のライフデザインセミナーの実施 	福祉部子ども政策局	少子化対策課
3 家庭における就学前教育の充実 【第14条】	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力向上プロジェクト事業【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供 ・家庭教育支援資料の活用 ・企業における家庭教育学級の実施 	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
	<ul style="list-style-type: none"> ・元気いばらきっ子育て事業【再掲】 ・県立青少年教育施設指定管理者提案事業【再掲】 ・県生涯学習センター指定管理者自主事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動の実施 ・体験活動の実施 ・保護者向け講座や体験活動の実施 	教育庁総務企画部	生涯学習課
4 幼稚園等に対する就学前教育の支援 【第15条】	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・家庭教育推進事業 ・「すくすく育ていばらきっ子かるた」の活用 ・家庭の教育力向上プロジェクト事業【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村幼児教育担当者研修の開催 ・保幼小接続担当者研修の開催 ・「家庭教育応援ナビ」の活用による園内・校内研修支援 ・「すくすく育ていばらきっ子かるた」の活用 ・「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供 ・家庭教育支援資料の活用 ・企業における家庭教育学級の実施 	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室

条項	事業名	関連する取組内容	担当部局	担当課
5 人材養成等 【第16条】	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力向上プロジェクト事業 ・地域で支える家庭の教育力向上事業 ・PTA 指導者研修資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村家庭教育支援担当者会議の開催 ・家庭教育推進員資質向上研修の開催 ・家庭教育関係基礎研修の開催 ・訪問型家庭教育支援員資質向上研修の開催 ・PTA 指導者研修資料の作成 	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
6 多様な家庭環境に配慮した支援 【第17条】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支える家庭の教育力向上事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型家庭教育支援の実施 ・スーパーバイザーの派遣 ・好事例集の作成 	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
7 相談体制の整備等 【第18条】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支える家庭の教育力向上事業【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型家庭教育支援の実施 ・スーパーバイザーの派遣 ・好事例集の作成 	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ・体罰解消サポートセンター」の運営 ・いじめ解消サポーター等による解消支援 	教育庁学校教育部	義務教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー配置事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 	教育庁学校教育部	義務教育課 高校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育相談等の実施 	教育庁学校教育部	高校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・早期教育推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期教育相談（視覚・聴覚障害）の実施 	教育庁学校教育部	特別支援教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・少年非行防止活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年相談の実施 	警察本部生活安全部	少年課 少年サポートセンター
8 広報、啓発等 【第19条】	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力向上プロジェクト事業 ・就学前教育・家庭教育推進事業【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報 ・周知活動 ・情報誌への掲載 ・就学前教育・家庭教育推進動画の作成・配信 	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらき教育の日」推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらき教育の日」啓発活動の実施 ・「いばらき教育の日」推進協力事業所等の登録 	教育庁総務企画部	生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の実施【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の実施 	警察本部生活安全部	少年課 少年サポートセンター
9 家庭教育を実践する日等 【第22条】	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらき教育の日」推進事業【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらき教育の日」啓発活動の実施 ・「いばらき教育の日」推進協力事業所等の登録 	教育庁総務企画部	生涯学習課

1 親としての学びの支援<第12条関係>

- ・親としての学びを支援する学習方法の開発及び普及並びに学習内容の充実を図る。
- ・市町村、祖父母、学校、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者の取組に対し支援を行う。

事業名等	就学前教育・家庭教育推進事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	982千円（県単）

<事業概要>

社会全体で就学前教育及び家庭教育を推進する気運の醸成を図るため、幼児・児童生徒の保護者や保育者、教員、地域住民等を対象に、就学前教育・家庭教育推進動画を作成し、配信する。

<実施状況>

就学前教育や家庭教育に関する動画を作成し、「家庭教育応援ナビ」に掲載して配信した。

回	実施日	開催方法	内容
1	6月1日（水）	動画配信	「子どもをやる気にさせる、ペップトークを生かした子育て」
2	9月28日（水）	動画配信	「幼児期に育みたい力とは？」
3	令和5年 1月23日（月）	動画配信	「スタートカリキュラムって何だろう？」

<成果>

保護者や保育者、教員等に共有したいテーマで動画を作成することで、子育てに関する適切な情報を提供するとともに、就学前教育や家庭教育に取り組もうとする気運を醸成することができた。また、作成した動画を「家庭教育応援ナビ」に掲載するとともに、幼児教育施設や学校の協力を得て保護者へ周知することにより、より多くの保護者や保育者、教員に共通理解を図る機会を提供することができた。

事業名等	家庭の教育力向上プロジェクト事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	312千円（県単）

<事業概要>

個々の保護者に対して子育てに関する情報を提供するとともに、家庭教育の重要性を啓発するため、「家庭教育応援ナビ」や子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料を活用し、市町村やPTA等と連携・協力した家庭教育支援を実施する。

<実施状況>

1 「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供

マンガや動画、コラムなどの内容の充実を図り、子育てや家庭教育に関する学びの機会と情報の提供に努めた。また、幼児教育関係者に対する研修情報の提供も行った。

- ・年間アクセス回数 671,265回（令和3年度 419,028回）
- ・コンテンツ

	名称	内容
1	子育てに役立つマンガ・動画・資料	保護者の体験談をもとに制作した4コマ漫画。幼児教育や家庭教育の専門家による講義動画・資料
2	子育て相談Q&A	専門家からのアドバイス
3	家庭教育コラム	各分野において活躍する方々からの子育てについてのメッセージ
4	おすすめの本紹介	年代別に優良図書を掲載
5	子育てに関する相談窓口	訪問型家庭教育支援、困った時の相談先、外部の子育てサイト等へのリンク
6	イベント・講座情報	各市町村や県の施設のホームページへのリンク
7	家庭教育支援資料モバイル版	子育てアドバイスブック「ひよこ」（0～6歳）、「クローバー」（就学前～小学4年）
8	子育てアドバイスブック・家庭教育支援資料PDF版	「ひよこ」、「クローバー」、「つばさ」（小学4年～6年）
9	子育てアドバイスブック外国語版	「ひよこ」、「クローバー」の英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、やさしい日本語版
10	家庭教育支援活動サークル・団体情報	県内の子育て支援団体の活動情報や連絡先を掲載
11	幼児教育関係研修情報	生涯学習課、義務教育課、子ども未来課主催の研修情報を一覧化
12	研修資料・教材	研修で使う資料の掲載。園内・校内研修や教材として利用できる動画や資料の提供
13	企業連携による教育力向上推進の取組	企業における家庭教育学級の実践事例を掲載
14	ツイッター	子育て情報を発信（フォロワー数 1,116人）

2 家庭教育支援資料の活用

資料名	活用場面
<ul style="list-style-type: none"> ○子育てアドバイスブック ひよこ ○子育てアドバイスブック クローバー ○すくすく育てはじめの一步 ○家庭教育ブック ひよこ ○家庭教育ブック ○家庭教育ブック つばさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者や教員が、家庭教育学級、就学時健診、入学説明会、懇談会等に保護者へ提供する資料として活用 ・保育者や教員が、保幼小接続や家庭教育支援についての園内・校内研修を行う際に資料として活用 ・家庭教育推進員が、家庭教育学級を行う際に教材や補助資料として活用

3 企業における家庭教育学級の実施

県内の4つの経済団体(茨城産業会議等)と連携し、企業において家庭教育学級を実施した。また、保育者や小中学校、高等学校教員に対する家庭教育の重要性や保護者の理解を図るための研修会を開催した。

	実施事業所数	参加者数
企業家庭教育学級	125箇所	2,133人
園内・校内研修会	179箇所	1,155人
合計	304箇所	3,288人

<成 果>

「家庭教育応援ナビ」は、4コマ漫画や動画などの充実や周知に努め、また、市町村やPTA等と連携した活用を図ったため、アクセス回数が令和3年度の約1.6倍となった。

また、家庭教育学級や就学時健診、入学説明会、小学校での懇談会、企業における家庭教育学級などにおいて、家庭教育支援資料や講義動画を活用することで、家庭の教育力の向上に寄与することができた。

事業名等	地域で支える家庭の教育力向上事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	9,691千円（国補）

<事業概要>

子育て経験者や教員OBなど地域の様々な人材で構成された「家庭教育支援チーム」が、訪問型家庭教育支援や保護者への学びの場の提供などを行うことにより、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の充実を図る。また、文部科学省への「家庭教育支援チーム」の登録により、地域における家庭教育支援に関する基盤づくりを推進する。

<実施状況>

家庭教育支援チームの登録が34チームとなり、家庭教育支援チームが各市町村において訪問型家庭教育支援や保護者への学びの場の提供などを行った。

市町村名	チーム数	市町村名	チーム数
水戸市	3	守谷市	1
ひたちなか市	1	稲敷市	1
常陸大宮市	1	美浦村	1
大洗町	1	阿見町	1
高萩市	1	河内町	1
鹿嶋市	1	結城市	1
行方市	1	下妻市	1
鉾田市	1	常総市	1
土浦市	1	筑西市	2
石岡市	1	坂東市	2
取手市	2	桜川市	1
牛久市	1	五霞町	1
つくば市	4	境町	1
合計			34

<成果>

訪問型家庭教育支援に取り組む12チームが新たに登録したことにより、県内半数以上の26市町村において、家庭教育支援チームによる保護者の相談への対応や、学びの場の機会や情報の提供を行うことができた。

事業名等	働き方改革・女性活躍推進事業
担当課名	産業戦略部 労働政策課
最終予算額	13,497千円（国補）

<事業概要>

働き方改革を通じた業務の効率化や、多様で柔軟な働き方を推進するとともに、職場における女性の活躍を推進することで、誰もが個性と能力を発揮し、働きがいを実感できる労働環境の実現を目指す。

<実施状況>

1 女性活躍・働き方シンポジウムの開催

実施日	内容	参加者数
令和5年 2月9日（木）	企業における女性管理職の登用や、女性自身もやりがいを実感し働くことができる社会につながることを目的に、女性活躍や働き方に関する現状と課題、そしてこれから進むべき方向性について考えるシンポジウムを開催。	会場 105人 ライブ視聴者 229人

2 県内事業者等への啓発・情報発信

働き方改革優良認定企業の優良事例や働き方改革等に関する関係法令、各種助成金、研修会などの情報を発信

3 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」と連携した啓発

毎年8月及び11月をいばらき働き方改革推進月間と定め、チラシやポスターを配布し、啓発活動を実施

4 茨城県働き方改革優良（推進）企業認定制度の推進

働き方改革に積極的に取り組み、その実績が優れた企業を優良企業として認定・公表

	優良企業	推進企業
認定企業数	175社	26社

<成果>

働き方改革の取組が優れた企業を働き方改革優良（推進）企業として認定するとともに、認定企業の取組を県女性活躍・働き方応援ポータルサイトやセミナー、いばらき働き方改革推進月間における啓発活動などを通じて、優良事例として紹介することにより、県内企業の多様で柔軟な働きやすい職場環境づくりを促進した。

事業名等	元気いばらきっ子育成事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	5,672千円（県単）

<事業概要>

県立青少年教育施設において、子どもたちの豊かな人間性、自立心や創造力を育むため、施設の特性を生かしながら様々な体験活動や学習機会を提供する。

<実施状況>

それぞれの施設の特性を生かし、宿泊体験、自然体験、防災教育体験等の各種体験活動を実施した。

施設名	主な事業名	事業数	参加者数		
			子ども	保護者	合計
中央青年の家	子ども農業スクール チャレンジDAYキャンプ 等	15事業	391人	241人	632人
白浜少年自然の家	家族で宿泊学習 家族でウォークラリーを楽しもう 等	11事業	332人	229人	561人
ばんどう太郎 さしま少年自然の家	東京ぶらり茨城歴史探訪 さしまの森オートキャンプ 等	10事業	407人	329人	736人
合計		36事業	1,130人	799人	1,929人

<成 果>

新型コロナウイルス感染症拡大防止により各施設で予定した事業の一部中止や延期の対応もあったが、感染症対策をとりながら各施設で工夫を凝らした事業を実施し、子どもたちの多様な体験活動の充実と親子の触れ合いの機会を提供することができた。

事業名等	県立青少年教育施設指定管理者提案事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	3,945千円（県単）

<事業概要>

県立青少年教育施設において、子どもの自主性・自立性の育成を図るとともに、親子の触れ合いや絆を深める機会として、就学前の子どもや小中学生とその保護者等を対象としたテント泊や野外炊飯、創作活動などの各種体験活動等を実施する。（指定管理者の提案事業）

<実施状況>

施設名	実施日	事業名	内容	参加者数		
				子ども	保護者	合計
中央青年の家	令和5年 2月25日（土）	地域農業を 育てる人材 育成事業	【親子】 農家の手伝い いちご狩り	8人	8人	16人
白浜少年 自然の家	11月3日（木）	子育て応援 隊	【子ども】 バランスバイク 読み聞かせ 【保護者】 講話 【親子】 創作活動	12人	11人	23人
ばんどう 太郎さし ま少年自 然の家	5月21日（土） ～ 5月22日（日）	手ぶらでひ よこキャン プ	【子ども】 遊び活動、テント泊 【保護者】 家庭教育支援プログラム 【親子】 野外炊飯、創作活動等	28人	36人	64人
	令和5年 2月4日（土） ～ 2月5日（日）	さしまであ ったか家族 めし	【親子】 調理	12人	8人	20人
合計				60人	63人	123人

<成果>

体験を重視した親子活動を行うことにより、親子が触れ合い、絆を深めることができた。また、他の家族と一緒に活動し、保護者同士が情報交換をして交流することにより、子育ての不安を軽減することができた。

事業名等	県生涯学習センター指定管理者自主事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	—

<事業概要>

県鹿行生涯学習センターにおいて、講座や交流会等を開催し、家庭教育における保護者への支援を図る。(指定管理者の自主事業)

<実施状況>

施設名	実施日	事業名	内容	参加者数
鹿行生涯学習センター	7月9日(土) ～ 7月10日(日)	親子ふれあい 創出講座	親子で霞ヶ浦の写真撮影のポイントを学び、実践する。(宿泊研修)	延べ 60人
	11月26日(土) ～ 11月27日(日)		親子でドローンプログラミング(飛行させるプログラミング)を学び、実践する。(宿泊研修)	延べ 78人
	10月23日(日)	つながりづくり推進事業	小学生の親子を中心に、キャリアに関する体験ブースや講座及びバザー、展示を実施する。	延べ 2,097人
	合計			

<成果>

子どもの興味関心のある体験活動を行う講座を実施し、親子での会話を楽しみ、作業による学習を進めることで、家庭の教育力の充実に寄与することができた。

事業名等	県立青少年教育施設指定管理者自主事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	—

<事業概要>

県立青少年教育施設において、子どもの自主性・自立性の育成を図るとともに、親子の触れ合いや絆を深める機会として、小中学生とその保護者等を対象としたテント泊や野外炊飯、創作活動などの各種体験活動等を実施する。(指定管理者の自主事業)

<実施状況>

施設名	実施日	事業名	内容	参加者数	
中央青年の家	6月11日(土) ～ 6月12日(日)	はじめてのファミリーキャンプ	テント泊 野外炊飯 ハイキング	52人	
	令和5年 3月5日(日)	地元の魅力再発見!	筑波山登山をする中で、伝説や歴史を学ぶ	5人	
白浜少年自然の家	10月1日(土)	家族でつりを楽しもう	北浦湖畔での清掃活動 魚釣り体験	103人	
	6月26日(日) 11月27日(日)	親子でチャレンジ!プログラミング体験教室	プログラミングソフトの操作方法とゲーム制作体験 プログラミングによる自動車型ロボットの操作	延べ 64人	
	12月18日(日)	門松づくり	正月に向けて門松を作る	186人	
ばんどろ 太郎さしま少年自然の家	4月17日(日) 7月3日(日) 9月25日(日) 令和5年 1月8日(日)	クッキング DAYキャンプ	野外調理 創作活動	延べ 195人	
	5月4日(水)～ 5月5日(木) 5月28日(土)～ 5月29日(日) 6月11日(土)～ 6月12日(日) 10月8日(土)～ 10月9日(日)	家族キャンプ! テント泊	テント泊 野外炊飯 プラネタリウム見学	延べ 160人	
	9月3日(土)	英語で遊ぼう	英語体験活動、野外調理	37人	
	10月15日(土) ～ 10月16日(日)	秋空キャンプ	テント泊、野外調理	94人	
	12月3日(土)	リース作りにチャレンジ	野外活動、創作活動	64人	
	合計				960人

<成 果>

宿泊や創作、自然体験など、親子が楽しく一緒に活動し、保護者が子どもの成長を感じたり、子どもが家族の一員としての役割を担ったりすることにより、家庭の教育力の充実に寄与することができた。

事業名等	非行防止教室の実施
担当課名	警察本部生活安全部 少年課 少年サポートセンター
最終予算額	—

<事業概要>

子どもや保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた非行防止教室(薬物乱用防止教室を含む。)を実施し、非行防止、健全育成を図る。

<実施状況>

	保育所 幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他 学校等	合計
実施回数	7回	466回	167回	104回	41回	785回

<成 果>

非行防止教室において、インターネットの利便性の陰に潜む危険性やフィルタリングの重要性、薬物乱用の危険性や有害性を呼びかけることにより、少年の非行防止、健全育成を図ることができた。

2 親になるための学びの推進<第13条関係>

- ・親になるための学びを支援する学習方法の開発及び普及並びに学習内容の充実を図る。
- ・市町村、祖父母、学校、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者の取組に対し支援を行う。

事業名等	ライフデザイン形成支援事業・高校生のライフデザインセミナー
担当課名	福祉部子ども政策局 少子化対策課
最終予算額	2,901千円（国補）

<事業概要>

進学や就職等、自分の将来について考える時期である高校生を対象に、ライフデザインセミナーを開催することで、結婚や出産、子育てに対するポジティブな意識を醸成し、進学・就職後のライフデザインの形成を支援する。

<実施状況>

県内高等学校19校において「高校生のライフデザインセミナー～赤ちゃんふれあい体験授業～」を実施した。

No.	実施日	高等学校名	参加者数	実施団体
1	9月27日（火）	つくば国際大学高等学校	29人	NPO 法人ままとーん
2	10月3日（月） 10月5日（水）	那珂高等学校	145人	NPO 法人水戸こどもの劇場
3	10月5日（水） 10月6日（木）	土浦湖北高等学校	195人	NPO 法人ままとーん
4	10月7日（金）	明野高等学校	6人	NPO 法人わくわくネット65
5	10月18日（火）	真壁高等学校	70人	子どもの未来を育む会
6	10月18日（火） 10月19日（水）	石岡第二高等学校	163人	NPO 法人水戸こどもの劇場
7	10月19日（水） 10月20日（木）	牛久栄進高等学校	310人	NPO 法人ままとーん
8	10月24日（月）	勝田工業高等学校	11人	NPO 法人水戸こどもの劇場
9	10月25日（火）	坂東清風高等学校	30人	子どもの未来を育む会
10	11月1日（火）	常陸大宮高等学校	90人	NPO 法人水戸こどもの劇場
11	11月8日（火）	総和工業高等学校	71人	子どもの未来を育む会
12	11月9日（水） 11月10日（木）	水海道第一高等学校	269人	NPO 法人ままとーん
13	11月14日（月）	水戸女子高等学校	86人	NPO 法人水戸こどもの劇場
14	11月14日（月）	竜ヶ崎第二高等学校	31人	NPO 法人わくわくネット65
15	11月15日（火）～ 11月17日（木）	下妻第一高等学校	192人	子どもの未来を育む会
16	11月16日（水）	水海道第二高等学校	143人	NPO 法人ままとーん
17	11月18日（金）	古河第一高等学校	16人	子どもの未来を育む会
18	11月18日（金） 11月21日（月）	緑岡高等学校	268人	NPO 法人水戸こどもの劇場
19	12月1日（木）	藤代紫水高等学校	209人	NPO 法人ままとーん
合計			2,334人	

<成果>

直接、赤ちゃんに触れ合う体験により、高校生に「子育てに良い印象が持てた」「子育ては楽しい」という意識を持ってもらうことができた。

3 家庭における就学前教育の充実<第14条関係>

- ・家庭における就学前教育の充実を図るため、学習環境の整備、学習機会の提供その他の必要な施策を講ずる。

事業名等	家庭の教育力向上プロジェクト事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	312千円（県単）

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、4ページ参照。

事業名等	元気いばらきっ子育成事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	5,672千円（県単）

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、8ページ参照。

事業名等	県立青少年教育施設指定管理者提案事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	3,945千円（県単）

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、9ページ参照。

事業名等	県生涯学習センター指定管理者自主事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	—

<事業概要>

県生涯学習センター（水戸・鹿行・県南・県西）において講座を開催し、家庭教育における保護者への支援、就学前教育の支援を図る。（指定管理者の自主事業）

<実施状況>

施設名	実施日・期間	事業名	内容	参加者数
水戸生涯学習センター	10月14日（金）	就学前ふぁみりい講座	『小学一年生』を安心して迎えるために 「読書が開く未来へのとびら～読み聞かせから気づくこと～」	12人
鹿行生涯学習センター	9月3日（土） ～ 11月30日（水）	鹿行生涯学習センター読書推進事業	読み聞かせイベントの実施 幼稚園訪問 親子で絵本や幼児向け図書に触れる機会の創出	延べ 280人
	10月23日（日）	地域再密着音楽つながり推進事業	地元幼稚園マーチングバンドや地元出身のアーティストによるミニコンサートの実施	延べ 342人
	12月11日（日）	子どもの未来をつくるダイバーシティ推進事業	「幼児期と児童期の性教育」	28人
県南生涯学習センター	10月2日（日）	ウララ講演会	第一部 家庭における虫歯予防の重用性 第二部 0歳児から参加できるクラシックコンサート	185人
県西生涯学習センター	10月17日（月）	0歳児からのクラシックコンサート	0歳児から保護者とともにクラシック音楽に触れるコンサートの開催	32人
	11月7日（月）		親子で音楽や楽器に触れる機会の提供	40人
合計				919人

<成果>

就学に向けて、保護者の関心が高まる時期に、保護者向け講座を開催し、小学校教育への理解を深めることができた。また、就学前の子どもたちとその保護者を対象とした事業を実施することで、親子の触れ合いの機会を提供し、家庭教育支援の充実を図ることができた。

4 幼稚園等に対する就学前教育の支援<第15条関係>

・家庭における就学前教育の円滑化を図るため、幼稚園、保育所及び認定こども園に対し、必要な支援を行う。

事業名等	就学前教育・家庭教育推進事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	982千円（県単）

<事業概要>

幼児期の教育の質の向上を図るとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、市町村や幼児教育施設、小学校において保幼小の連携・接続の中心となる人材を育成する。

<実施状況>

1 市町村幼児教育担当者研修の開催

市町村の幼児教育アドバイザー等（各市町村で保幼小の連携・接続に向けて中心的な役割を担う者）の資質向上のための研修を行った。

回	実施日	開催方法・会場	内容	参加者数
1	5月6日（金）	オンライン	講義・事業説明 「幼児教育と小学校教育の接続がめざすもの～幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の議論から～」 グループ協議 「小学校教育との円滑な接続に向けて（実践ポスターによる情報交換）」	61人
2	7月8日（金）	オンライン	講義 「幼児教育施設の公私立・施設種における特徴や共通性を踏まえた助言について」 講義・演習 「保育者と小学校教員の相互理解を図るための演習や協議について」	42人
3	令和5年 2月9日（木）	集合・ 教育研修 センター	実践事例発表 「幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた市町村の取組」 グループ協議 「実践事例集等を用いて各市町村の取組についての情報交換・意見交換」	36人
合計				139人

2 保幼小接続担当者研修の開催

公立小学校等の保幼小接続コーディネーター（幼児教育との連携・接続に向けて中心的な役割を担う者）及び幼児教育施設における園内リーダー（小学校教育との連携・接続に向けて中心的な役割を担う者）の資質向上のための研修を行った。

回	実施日・期間	開催方法・会場	内容	参加者数
1	6月20日(月)	動画配信	講義 「幼児教育の理解と保幼小の接続の質の向上に向けて」 「保幼小接続の推進に向けて(県の事業を踏まえて)」	1,002人
2	8月18日(木) ～ 9月9日(金)	オンライン	講義 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けて」 グループ協議	434人
3	8月1日(月)	事前 動画配信	講義 「特別支援教育の視点から考える保幼小の連携・接続」	1,047人
	9月6日(火) 9月9日(金)	オンライン	講義(事業説明) 「特別支援教育課の保幼小接続期関連事業について」 グループ協議	160人
4	9月9日(金) ～ 10月21日(金)	事前 動画配信	講義 「接続カリキュラムの実践・改善に向けて」	1,119人
	10月27日(木)	集合・ 県南生涯学習センター	実践事例紹介 「接続カリキュラムの実践や改善に向けた取組」 「コロナ禍における保幼小連携の取組」 グループ協議 「接続カリキュラムの実践・改善に向けて」	44人
	11月11日(金)	集合・ 県西生涯学習センター		30人
	11月21日(月)	集合・ 教育研修センター		66人
合計				3,902人

3 「家庭教育応援ナビ」の活用による園内・校内研修支援

「家庭教育応援ナビ」に、園内・校内研修等で活用できるよう、動画・資料及び、保幼小接続や幼児教育の質の向上に向けた資料を掲載した。

【掲載資料】

- ・ 就学前教育・家庭教育推進動画・資料
- ・ 保幼小接続担当者研修資料
- ・ 保幼小接続カリキュラム
- ・ 保幼小連携・接続実践事例集及び実践動画
- ・ 茨城の幼児教育

<成 果>

動画配信やオンライン研修を活用することで、多くの市町村幼児教育アドバイザーや保育者、教員が研修を受講することが可能となり、取組の必要性について広く周知することができた。集合研修では、グループ協議により、接続カリキュラムの実践事例等を共有するとともに、互いの取組の改善に向けた方向性について意見交換し、共通理解を図ることができた。また、各市町村においても相互参観の機会を設定するなど、保育者と小学校教員の相互理解に向けた取組が主体的に進められてきている。

事業名等	「すくすく育ていばらきっ子かるた」の活用
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	—

<事業概要>

生活習慣や規範意識をテーマに、読み札（標語）を県民から募集して作成した「すくすく育ていばらきっ子かるた」について、幼児教育施設、小学校、NPO法人等での活用促進を図ることで、遊びを通して子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識を育む。

<実施状況>

対象	活用方法
幼児教育施設	・ 日常的な遊び（雨の日の室内遊びなど）
小学校	・ 生活科（昔からの遊び） ・ 学級の時間 ・ 休み時間 ・ 拡大して掲示（昇降口：くつをそろえる等）
生涯学習センター 青少年教育施設	・ 希望者や利用団体への貸出 ・ 図書情報コーナーでの利用
NPO法人 等	・ かるた大会（放課後子ども教室等） ・ レクリエーション

<成 果>

幼児教育施設の日常的な遊びや、小学校の生活科や休み時間において活用を図るとともに、生涯学習センター、青少年教育施設、NPO法人等への貸出を行った。「すくすく育ていばらきっ子かるた」を活用することで、子どもたちが基本的な生活習慣やマナーについて考えるきっかけづくりに寄与することができた。

事業名等	家庭の教育力向上プロジェクト事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	312千円（県単）

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、4ページ参照。

5 人材養成等<第16条関係>

- ・大学等関係機関と連携し、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者相互の連携を推進する。

事業名等	家庭の教育力向上プロジェクト事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	312千円（県単）

<事業概要>

市町村やPTA等と連携・協力し、家庭教育を推進する人材の育成と活用により、個々の保護者に対して、子育てに関する情報提供や家庭教育の重要性を啓発することで、家庭の教育力の向上を図る。

<実施状況>

各市町村家庭教育支援担当者を対象に、講話や家庭教育学級等の企画運営についての実践発表、情報交換などを実施するとともに、家庭教育推進員を対象にファシリテーションスキルややさしい日本語の活用など、専門的・実践的な研修を行った。

1 市町村家庭教育支援担当者会議の開催

回	実施日	開催方法・場所	内容	参加者数
1	4月27日（水）	集合・ 教育研修 センター	講義 「家庭教育支援担当者に求められていること」 事業説明 情報交換 「市町村での家庭教育支援事業の工夫」	54人
2	11月14日（月）	集合・ 教育研修 センター	実践発表 「家庭教育学級の企画、運営」 「企業における家庭教育学級の企画、運営」 「訪問型家庭教育支援の企画、運営」 情報交換 「家庭教育に関する事業の企画、運営、実践の成果と今後の課題」	40人
合計				94人

2 家庭教育推進員資質向上研修の開催

回	実施日・期間	開催方法・場所	内容	参加者数
1	7月20日（水） ～ 9月21日（水）	動画配信	講義 「ファシリテーションスキル【理論編】」 「やさしい日本語を活用した外国籍の保護者支援」	169人
2	9月22日（木）	集合・ 教育研修 センター	講義 「ファシリテーションスキル【実践編】」 情報交換 「家庭教育学級で講師を務める際の課題と工夫」	58人
合計				227人

<成 果>

市町村家庭教育支援担当者会議では、家庭教育支援担当者としての役割についての講話や、家庭教育支援の実践発表及び情報交換を通して、各市町村の取組の成果や課題を把握し、市町村における家庭教育支援施策に活かすことができた。

家庭教育推進員資質向上研修では、市町村での家庭教育学級等において活用できるよう、ファシリテーションスキルややさしい日本語について理解を深めた。また、ファシリテーションスキルについては、第1回で動画による理論の理解、第2回で集合でのファシリテーションの体験など、専門的・実践的な研修を行い、学習支援者としての資質を向上させることができた。

事業名等	地域で支える家庭の教育力向上事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	9,691千円（国補）

<事業概要>

社会全体で家庭教育を支援する必要性を踏まえ、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援に取り組む市町村を支援する。

<実施状況>

各地域における取組の中核となる人材を対象に、家庭教育の現状や課題、支援の目的を理解するとともに、保護者と良好な関係を築き、保護者の思いに寄り添いながら、家庭教育を支援するための資質や技能を習得するための家庭教育関係基礎研修を行った。

また、訪問型の家庭教育支援に取り組む市町村の体制の構築とその充実及び訪問型家庭教育支援員の資質向上を図るための訪問型家庭教育支援員資質向上研修を行った。

1 家庭教育関係基礎研修の開催

実施期間	開催方法	内容	参加者数
6月24日（金） ～ 9月30日（金）	動画配信	講義 「家庭教育の現状と課題及び茨城県の取組」 「家庭教育支援の意義」 「保護者とのかかわり方」 「人権教育・守秘義務について」 「家庭教育学級の実践に向けて」 「訪問型家庭教育支援の有用性と方法」 「子育て支援を行う上で大切にしたいこと～世代間対立から対話へ～」 「小中学生のインターネットセーフティ」	293人

2 訪問型家庭教育支援員資質向上研修の開催

回	実施日・期間	開催方法・場所	内容	参加者数
1	7月1日(金) ～ 12月28日(水)	動画配信	講義 「話の聴き方と保護者へのかかわり方」 「発達障害児への理解と援助の方法について」 「保護者・学校・関係機関との関わり方について／カウンセリングの手法について」 「自殺対策とゲートキーパーの役割」 「児童虐待対応への子ども相談機関と地域の役割」 「愛着障害ってなんだろう？～児童相談所の現場から～」 「実践発表～外国籍の家庭支援～」 「支援員の声」	162人
2	8月30日(火)	集合・ 教育研修 センター	講義 「不登校等の事例と関わりのポイント」	中止 (新型コロナウイルス感染状況による)
3	12月15日(木) 午前の部 午後の部	集合・ 教育研修 センター	意見交換・講義 「相談対応に行き詰まったとき」	延べ 53人
合計				215人

<成 果>

カウンセリングや個別の課題（不登校、児童虐待、愛着障害、自殺対策等）についての講義及び事業実施市町村による実践発表をいつでも受講できるよう動画配信にしたため、訪問型家庭教育支援員をはじめ、多くの家庭教育支援関係者が受講し、資質の向上を図ることができた。

また、集合研修では、訪問型家庭教育支援員同士の情報交換の機会を設け、各市町村の現状や課題についての話し合いのほか、講義の時間も設けることにより、保護者に対する接し方を学び、その後の活動につなげることができた。

さらに、これまで訪問型の家庭教育支援を実施していない市町村の家庭教育支援担当者にも参加を呼びかけ、本事業の周知に努めた。

事業名等	PTA指導者研修資料作成
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	—

<事業概要>

各幼児教育施設や小中学校、高等学校の単位PTAで指導的役割を果たしている者を対象とした研修会の資料を作成し、活用できるようにすることで、指導者の資質向上を図る。

<実施状況>

PTA 指導者研修資料の作成

【掲載内容】

- 1 研修テーマ「学校・家庭・地域社会の連携を担う PTA 活動の在り方」
- 2 研修内容及び話し合いのための具体的な項目
 - (1) 幼稚園 PTA
 - (2) 小・中学校 PTA
 - (3) 高等学校 PTA
- 3 資料
 - (1) 学習の方法
 - (2) 家庭教育に関すること
 - (3) スマートフォン・インターネット利用に関すること
 - (4) いじめ防止に関すること
 - (5) 福祉・生活に関すること
 - (6) 茨城県警察からのお知らせ
 - (7) 不安や悩みの相談に関すること

<成 果>

ヤングケアラーや消費者教育など現代的課題に対する内容を追加して作成した。完成した PTA 指導者研修資料を県教育委員会ホームページに掲載し、学校、家庭、地域社会を結ぶ PTA 活動の在り方や、各地区研修で利用できる資料等について周知することで、PTA 活動の充実を図り、保護者に家庭教育に関する学びの機会と情報の提供をすることができた。

6 多様な家庭環境に配慮した支援<第17条関係>

・多様な家庭環境に配慮した家庭教育の支援の取組推進のため、県民皆で支え合う環境づくりを促進する。

事業名等	地域で支える家庭の教育力向上事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	9,691千円（国補）

<事業概要>

社会全体で家庭教育を支援する必要性を踏まえ、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援に取り組む市町村を支援する。

<実施状況>

1 市町村が抱える課題に応じた訪問型家庭教育支援の実施（23市町村）

H28～高萩市、坂東市（H28～H30 国委託）

H29～鹿嶋市、銚田市、美浦村、下妻市、境町

H30～水戸市、行方市、石岡市、取手市、河内町

R 1～常陸大宮市、稲敷市、牛久市、筑西市、五霞町

R 3～小美玉市（※）、結城市、桜川市、常総市

R 4～大洗町（※）、潮来市（※） ※支援体制構築の取組

市町村名		水戸市	常陸大宮市	高萩市	鹿嶋市	行方市
支援員数		7人	5人	11人	8人	8人
支援の特徴		小1の子をもつ家庭への全戸訪問（小学校1校）、小1までの子をもつ保護者で希望した家庭への支援	小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援、3歳児健診・就学時健診と連携した支援	小1中1の子をもつ家庭へのアンケート結果による支援	小1の子をもつ家庭への全戸訪問	小1の子をもつ家庭への全戸訪問、小学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援
全戸訪問	対象家庭数	47家庭	—	—	529家庭	212家庭
	直接会えた家庭数	44家庭	—	—	365家庭	130家庭
	延べ訪問回数	71回	—	—	537回	212回
で集保 まる 支 援 場 が	対象家庭数	—	—	—	—	—
	直接会えた家庭数	—	—	—	—	—
個別支援	対象家庭数	24家庭	33家庭	18家庭	—	—
	延べ訪問回数	40回	5回	492回	—	—
	電話相談	0回	0回	0回	—	—
	メール、SNSでの相談	0回	4回	0回	—	—
改善状況	支援家庭数	33家庭	33家庭	18家庭	52家庭	12家庭
	改善が見られた家庭	21家庭	26家庭	15家庭	52家庭	12家庭
	改善率	63.6%	78.8%	83.3%	100%	100%

市町村名		銚田市	石岡市	取手市	牛久市	稲敷市
支援員数		4人	4人	6人	10人	10人
支援の特徴		家庭教育学級・就学時健診・子育て世代包括支援センターと連携した支援、外国籍保護者のいる家庭への支援	幼児・小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援、3歳児健診・就学時健診と連携した支援	小1の子をもつ家庭への全戸訪問（小学校4校）、小学校に転入した子をもつ保護者で希望した家庭への支援	外国籍保護者のいる家庭への支援、不登校ぎみの中学生の子をもつ家庭への支援	小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援、学校から要望のあった家庭への支援
全戸訪問	対象家庭数	—	—	199家庭	—	—
	直接会えた家庭数	—	—	168家庭	—	—
	延べ訪問回数	—	—	411回	—	—
で集まる保護者が支援場	対象家庭数	—	448家庭	—	—	—
	直接会えた家庭数	—	448家庭	—	—	—
個別支援	対象家庭数	18家庭	7家庭	—	23家庭	13家庭
	延べ訪問回数	42回	7回	—	171回	210回
	電話相談	78回	7回	—	26回	67回
	メール、SNSでの相談	27回	9回	—	62回	0回
改善状況	支援家庭数	18家庭	37家庭	13家庭	23家庭	13家庭
	改善が見られた家庭	13家庭	36家庭	13家庭	22家庭	6家庭
	改善率	72.2%	97.3%	100%	95.7%	46.2%

市町村名		美浦村	河内町	結城市	下妻市	常総市
支援員数		1人	3人	4人	6人	8人
支援の特徴		外国籍保護者のいる家庭への支援、不登校の中学生の子をもつ家庭への支援	次年度小学校に入学する子をもつ家庭へのアンケート結果による支援	小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	5歳児健診と連携した支援	外国籍保護者のいる家庭への支援
全戸訪問	対象家庭数	—	—	—	—	—
	直接会えた家庭数	—	—	—	—	—
	延べ訪問回数	—	—	—	—	—
で集まる保護者が支援場	対象家庭数	—	—	—	—	—
	直接会えた家庭数	—	—	—	—	—
個別支援	対象家庭数	2家庭	4家庭	3家庭	21家庭	5家庭
	延べ訪問回数	29回	2回	2回	44回	42回
	電話相談	5回	1回	3回	0回	0回
	メール、SNSでの相談	0回	1回	0回	0回	0回
改善状況	支援家庭数	2家庭	4家庭	3家庭	21家庭	5家庭
	改善が見られた家庭	2家庭	4家庭	3家庭	21家庭	5家庭
	改善率	100%	100%	100%	100%	100%

市町村名		筑西市	坂東市	桜川市	五霞町	境町
支援員数		7人	10人	5人	9人	9人
支援の特徴		小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	不登校の小中学生の子をもつ家庭への支援	幼児・小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援、就学時健診と連携した支援	次年度小学校に入学する子をもつ家庭への全戸訪問、幼児・小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	外国籍保護者のいる家庭への支援
全戸訪問	対象家庭数	—	—	—	51家庭	—
	直接会えた家庭数	—	—	—	51家庭	—
	延べ訪問回数	—	—	—	51回	—
で集まる保護者が支援場	対象家庭数	—	—	267家庭	—	—
	直接会えた家庭数	—	—	259家庭	—	—
個別支援	対象家庭数	12家庭	24家庭	2家庭	11家庭	11家庭
	延べ訪問回数	71回	145回	9回	0回	11回
	電話相談	0回	12回	0回	12回	0回
	メール、SNSでの相談	0回	20回	0回	0回	0回
改善状況	支援家庭数	12家庭	24家庭	2家庭	18家庭	11家庭
	改善が見られた家庭	7家庭	15家庭	1家庭	18家庭	11家庭
	改善率	58.3%	62.5%	50%	100%	100%

市町村名		合計
支援員数		135人
支援の特徴		
全戸訪問	対象家庭数	1,038家庭
	直接会えた家庭数	758家庭
	延べ訪問回数	1,282回
で集まる保護者が支援場	対象家庭数	715家庭
	直接会えた家庭数	707家庭
個別支援	対象家庭数	231家庭
	延べ訪問回数	1,322回
	電話相談	211回
	メール、SNSでの相談	123回
改善状況	支援家庭数	354家庭
	改善が見られた家庭	303家庭
	改善率	85.6%

2 スーパーバイザーの派遣

市町村が実施する訪問型家庭教育支援において、特に困難な問題を抱える家庭への支援の充実を図るため、専門的な知識と経験をもつ家庭教育支援スーパーバイザーを市町村が開催するケース会議等に派遣して指導・助言を行った。

派遣先	市町村名	内容（回数）
市町村	水戸市	相談対応全般（2回）
	鹿嶋市	不登校（1回）
	鉾田市	発達障害（1回）、外国籍（1回）
	石岡市	不登校（1回）
	下妻市	発達障害（1回）、相談対応全般（2回）
	筑西市	相談対応全般（2回）
	坂東市	不登校（1回）
	桜川市	相談対応全般（1回）
地区	鹿行	不登校（1回）
合計		不登校（4回）、発達障害（2回）、外国籍（1回）、 相談対応全般（7回） 計 14回

3 好事例集の作成

訪問型家庭教育支援をさらに充実させるため、事業を実施している市町村の効果的な支援や工夫した取組などを好事例集（10事例）としてまとめ、全市町村へ配布した。

- ・内容：育児不安を抱える保護者への支援
不登校の子をもつ保護者への支援
児童虐待への対応
外国籍の保護者への支援

<成 果>

事業を実施した23市町村において、それぞれの課題に応じて、訪問型の家庭教育支援体制を構築し、訪問型家庭教育支援員が保護者宅や市町村施設で、相談への対応や情報提供を行った。

保健福祉部局と連携した就学前の子どもをもつ家庭への支援（3歳児・5歳児健診）、不登校の子どもをもつ家庭への支援、外国籍保護者のいる家庭への支援、保護者が集まる場（就学時健診）での支援など、幅広い家庭教育支援を行い、「不登校の児童が学校・適応指導教室へ通えるようになった」「保護者の不安や悩みが解消した」など家庭の状況を改善することができた。

各市・地区のケース会議等にスーパーバイザーを派遣したことにより、訪問型家庭教育支援員の悩みや関係機関との連携について直接助言・指導を行うことができた。

訪問型の家庭教育支援を実施していない市町村に対しては、各市町村の課題に応じた取組方法の提案や、好事例集を提供することにより、事業に対する市町村の理解が進み、取組市町村数が増えた。（令和5年度はさらに3市町増え、26市町村で実施予定。）

改善率 (対象家庭の中で継続した支援を行った家庭のうち、状況が改善した家庭の割合)	全体	85.6%
	・子育て・学校生活の悩み	90.2%
	・外国籍家庭	88.4%
	・不登校	73.8%

7 相談体制の整備等<第18条関係>

・家庭教育に関する相談体制の整備・充実、相談窓口の周知等必要な施策を講ずる。

事業名等	地域で支える家庭の教育力向上事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	9,691千円（国補）

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、24ページ参照。

事業名等	いじめ問題対策推進事業
担当課名	教育庁学校教育部 義務教育課
最終予算額	24,896千円（国補・県単）

<事業概要>

いじめ等を早期に発見し、市町村、学校及び専門家と連携して、早期対応を支援する。

ホームページ上の「いじめなくそう！ネット目安箱」への書き込みやメールでの相談、電話・来所による相談対応を行う。

<実施状況>

- 1 「いじめ・体罰解消サポートセンター」の運営（各教育事務所）
 - (1) 児童生徒・保護者が相談・情報提供できるホームページ「いじめなくそう！ネット目安箱」の設置
 - (2) 「いじめ解消サポート相談員」の配置
 - ・「いじめなくそう！ネット目安箱」等で寄せられた相談・情報は、市町村教育委員会等を通して学校へ連絡
 - ・学校は、寄せられた相談・情報について適切に対応
 - (3) 児童生徒・保護者向けの啓発
 - ・県教育委員会ホームページに掲載、茨城放送「みんなの教育」で広報
 - (4) 相談件数

	いじめ相談	体罰相談 (疑いを含む)	合計
小学校	23件	5件	28件
中学校	18件	4件	22件
その他	13件	3件	16件
合計	54件	12件	66件

2 いじめ解消サポーター等による解消支援

いじめ解消サポーター（警察OB、公認心理師、社会福祉士、部活動指導者OB、思春期の専門家）を派遣した。

	小学校	中学校	連絡協議会	合計
派遣回数	17回	45回	11回	73回

<成 果>

いじめ・体罰解消サポートセンターには、いじめや体罰に関する相談が寄せられ、市町村立学校に関する相談に対しては、市町村教育委員会を通して各学校へ連絡し、対応をサポートすることができた。私立学校や県立学校に関しての相談については、関係各課に情報提供を行い、対応を依頼した。

いじめ解消サポーターについては、教育事務所と市町村教育委員会が連携し、各学校の状況に応じて、警察OBや心理の専門家を派遣した。サポーターの専門性を生かし、児童生徒・保護者への支援と教職員への助言を行い、対応のサポートを行うことができた。

事業名等	スクールカウンセラー配置事業
担当課名	教育庁学校教育部 義務教育課・高校教育課
最終予算額	291,001千円（国補・県単）

<事業概要>

いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、公立小・中・高等学校等にカウンセリングに関し専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させる。

<実施状況>

スクールカウンセラーの配置

配置校数	755校（小学校等444校、中学校等216校、高等学校95校）	
配置形態	小中学校等	年35週、週1回、1回あたり7時間
	高等学校	年32週、週1回、1回あたり4時間
		年32週、週1回、1回あたり3時間
		年29週、週1回、1回あたり3時間
		年20週、週1回、1回あたり3時間
		年15週、週1回、1回あたり3時間

<成 果>

不登校事案では、児童生徒及び保護者と面談し、状況等を正確に把握することで、相談者の悩みや不安を整理することができた。また、対応策等を話し合い、不登校状態の解消につなげることができた。

いじめ事案では、被害者に寄り添い、面談を通じて心のケアを図りながら、支援体制の強化につなげることができた。

教職員研修や児童生徒向け講演会を実施し、児童生徒のストレスマネジメントや教職員の対応力強化につなげることができた。

事業名等	教育相談事業
担当課名	教育庁学校教育部 高校教育課
最終予算額	7,601千円（県単）

<事業概要>

教育研修センターでの電話及び来所相談の充実を図り、不登校や情緒不安、いじめ、発達の遅れ等の悩みを抱える幼児児童生徒、保護者及び教職員等の相談に対応する。

<実施状況>

子どもの教育相談及び発達が気になる子どもの教育相談として、電話、来所相談を実施した。

	子どもの教育相談	発達が気になる 子どもの教育相談	合計
電話相談	1,424回	411回	1,835回
来所相談	525回	253回	778回
合計	1,949回	664回	2,613回

<成 果>

職員や外部専門家による教育相談において、児童生徒及び保護者等の不登校や家庭での悩み、発達に関する悩み等についての話を丁寧に聴き、必要に応じて専門医による心の健康相談につないだり、知能検査を実施したりして、相談者の不安の軽減に努めるとともに、課題解決に向けて具体的に考える相談を進めた。その結果、相談者の気持ちや考えなどが整理され、精神的な安定を図ることや課題解決につなげることができた。

事業名等	早期教育推進事業
担当課名	教育庁学校教育部 特別支援教育課
最終予算額	7,803千円（県単）

<事業概要>

視覚又は聴覚に障害のある乳幼児に対し、全体的な発達を促す指導を行うとともに、養育についての保護者の相談に対応する。

県内4箇所にサテライト教室（視覚障害1箇所、聴覚障害3箇所）を設置し、実施校から遠隔地に居住する乳幼児とその保護者を対象に、相談及び指導・支援を行う。

<実施状況>

盲学校、聾学校に、視聴覚障害児早期教育指導員を配置し、0歳から就学前の視聴覚障害児に対して発達を促す指導を行うとともに、その保護者に対して望ましい親子関係づくりの支援を行った。

	盲学校	聾学校	合計
延べ相談件数	85件	1,112件	1,197件

<成果>

継続的な支援や相談を行うことで、保護者の障害に対する理解を深めることができた。また、実施校から遠隔地に住む乳幼児とその保護者の移動に係る負担を軽減することができた。

事業名等	少年非行防止活動の実施
担当課名	警察本部生活安全部 少年課 少年サポートセンター
最終予算額	135千円（県単）

<事業概要>

少年サポートセンターの少年相談コーナーにおいて、少年の非行問題、犯罪被害等に関する相談に対応し、問題解決、健全育成を図る。

<実施状況>

	電話相談	メール相談	面接	合計
相談件数	246件	81件	19件	346件

（相談内容内訳）

	非行問題	学校問題	家庭問題	交友等	犯罪被害	健康問題	その他	合計
相談件数	143件	26件	60件	44件	10件	5件	58件	346件

<成果>

相談に対する助言・指導を行ったほか、関係機関・団体と連携した継続的な相談に対応し、問題解決を図ることができた。

8 広報、啓発等〈第19条関係〉

- ・家庭教育の重要性等について県民の理解を深め、意識を高めるための広報及び啓発を行い、社会的気運の醸成に努める。
- ・家庭教育の支援に取り組む団体の活動促進、家庭教育の支援に関する事例の紹介等必要な施策を講ずる。

事業名等	家庭の教育力向上プロジェクト事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	312千円（県単）

〈事業概要〉

「家庭教育応援ナビ」やイベント等において、家庭教育の重要性を啓発するとともに、子育てに関する情報を提供することにより、家庭教育支援に関する社会的気運の醸成に努める。

〈実施状況〉

1 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報

(1) 「家庭教育応援ナビ」への条例バナーの掲載

「家庭教育応援ナビ」トップページに条例バナーを掲載し、閲覧者への周知を図った。

(2) 周知活動

条例ポスターやのぼり旗等の展示、チラシや広報物品の配布を通して、条例の周知や家庭教育の重要性等についての啓発を図った。

方法	内容
常設展示	教育研修センターや県立図書館、生涯学習センター、青少年教育施設、市町村、幼児教育施設、学校等でのポスターやのぼりの掲示
イベントでの周知	12月11日（日）子どもの未来をつくるダイバーシティ推進事業

2 情報誌への掲載

就学前教育や家庭教育に関する参考情報などを月刊誌等へ提供し、幼児教育施設、小学校等に配布することで周知を図った。

〈成果〉

「家庭教育応援ナビ」への条例バナーの掲載や常設展示、イベント等での広報活動により、「茨城県家庭教育を支援するための条例」や家庭教育の重要性について周知することができた。

事業名等	就学前教育・家庭教育推進事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	982千円（県単）

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、3ページ参照。

事業名等	「いばらき教育の日」推進事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	903千円（県単）

<事業概要>

「いばらき教育の日（11月1日）・教育月間（11月）」における県民の主体的な取組を促進し、社会全体で教育の重要性を再認識する契機とするため、普及啓発のための全県的な広報活動を展開するとともに、趣旨に賛同する民間企業の登録制度「『いばらき教育の日』推進協力事業所等登録制度（サポートカンパニー）」への登録を促進することにより、県民の教育に対する関心や意識の高揚を図る。

<実施状況>

各種広報媒体を活用し、生活習慣やしつけなど就学前教育や家庭教育の充実に向けた取組等を推奨した。

1 「いばらき教育の日」啓発活動の実施

区分	主な取組	参加者数
県関係	薬物乱用防止教室、薬と健康週間の設定、スマホ活用術講座、親子映画鑑賞会	310,270人
市町村関係	学童期子育て講座、家庭教育座談会、読み聞かせ会、親子体験教室	527,866人
学校関係	保幼小連携交流活動、親子体験活動、キャリアデザイン教室、あいさつ運動	1,077,984人
民間団体	親子コンサート、食育セミナー、防災講演会、地域清掃	76,803人
合計		1,992,923人

2 「いばらき教育の日」推進協力事業所等の登録

- ・登録企業数 254社
- ・参加事業所数 1,753箇所

<成果>

新型コロナウイルス感染症対策等の工夫を重ねながら、様々な事業を実施した結果、前年度を上回る参加者となり、家庭教育を含めた県民の教育に関する意識の高揚に寄与することができた。

事業名等	非行防止教室の実施【再掲】
担当課名	警察本部生活安全部 少年課 少年サポートセンター
最終予算額	—

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、12ページ参照。

9 家庭教育を实践する日等<第22条関係>

- ・毎月第3日曜日に、家庭教育について関心・理解を深めるための啓発活動等の実施に努める。
- ・いばらき教育月間（11月）に、家庭教育について関心・理解を深めるための啓発活動等の実施に努める。

事業名等	「いばらき教育の日」推進事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	903千円（県単）

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、33ページ参照。

(参考)

茨城県家庭教育を支援するための条例（平成28年茨城県条例第60号）

国づくりは人づくりであり、将来を担う子どもたちの健全育成は、いつの時代でも最重要課題の一つである。

特に、幼少期における家庭教育は、生活のために必要な習慣や自立心、規範意識等を身に付けさせるものであり、その後の学校教育や社会生活において極めて有用であることから、全ての教育の出発点であると言える。

茨城県では、我が国最大規模の藩校である弘道館等において、天下の魁さきがけとなる多くの人材を輩出し、明治維新の原動力として時代の変革期に多大な影響を与えてきた。弘道館をはじめとする史跡が、近世日本の教育遺産群として日本遺産に認定されたことはその証左であり、本県は、教育を大切にす文化・風土の中で家庭教育が行われ、これを地域社会で支えてきたところである。

しかしながら、昨今の家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化、子どもの貧困など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、様々な問題を抱えている家庭が増えてきており、家庭の教育力や地域における家庭を支える力の低下が指摘されている。

そこで、保護者が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、県民が一体となって、幼少期を中心とする家庭教育を支援していくことが必要である。

ここに、家庭教育を多くの県民で支援し、子どもたちの個性を尊重しつつ、保護者による安定した愛情の定着が図られ、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる教育立県いばらきの実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育の支援について、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育を支援するための施策（以下「家庭教育支援施策」という。）を総合的に推進し、保護者が親として成長すること及び子どもが親になるために学ぶことを促すとともに、生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）の責任において、その子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「幼少期」とは、おおむね小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）第2学年修了までをいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

5 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な共同活動を行うものをいう。

6 この条例において「事業者」とは、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、県、市町村、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者が、家庭の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、一体的に取り組むことを旨として行わなければならない。

2 家庭教育の支援は、一人一人の子どものかげがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に配慮して行わなければならない。

3 家庭教育の支援は、幼少期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、とりわけ家庭における小学校就学前の教育（第14条及び第15条において「就学前教育」という。）に重点を置いて行わなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、保護者及び子どもの障害の状況、保護者の経済状況その他の家庭状況の多様性に十分配慮するものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（国との連携）

第6条 県は、国と連携協力して家庭教育支援施策の推進を図るとともに、家庭教育の支援に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な施策を講ずるよう求めるものとする。

（保護者の責任及び役割）

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚しなければならない。

2 保護者は、子どもに愛情をもって接するとともに、幼少期において子どもとの安定した愛情の形成及び定着を図られるよう努めるものとする。

3 保護者は、子どもの個性を尊重しつつ、生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らも成長していくよう努めるものとする。

4 保護者は、幼少期における家庭教育を充実させるため、学校等と連携及び協調を図るよう努めるものとする。

（祖父母の役割）

第8条 祖父母は、基本理念にのっとり、子育てに関する知恵及び経験を生かし、保護者と連携しながら、家庭教育に対する支援及び協力を行うよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第9条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民及び地域活動団体と連携して、子どもの健全な成長のために必要な集団生活における規律等を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（地域住民及び地域活動団体の役割）

第10条 地域住民及び地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携して地域の歴史、伝統、文化等を伝えることを通じ、子どもの健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うために良好な地域環境の整備に努めるものとする。

2 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の仕事及び家庭生活との両立を図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（親としての学びの支援）

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。

次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及び普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、親としての学びの機会を提供するとともに、市町村、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者の取組に対し、積極的な支援を行うものとする。

(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び(子どもが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及び普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、市町村、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

(家庭における就学前教育の充実)

第14条 県は、家庭における就学前教育の充実を図るため、学習環境の整備、学習機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(幼稚園等に対する就学前教育の支援)

第15条 県は、家庭における就学前教育の円滑化を図るため、幼稚園、保育所及び認定こども園(次項において「幼稚園等」という。)に対し、必要な支援を行うものとする。

2 幼稚園等は、保護者と連携し、家庭における就学前教育の充実に努めるものとする。

(人材養成等)

第16条 県は、大学その他の専門的知識を有する関係機関と連携を図り、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者相互の連携を推進するものとする。

(多様な家庭環境に配慮した支援)

第17条 県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育の支援の取組を推進するため、県民皆で支え合う環境づくりを促進するものとする。

(相談体制の整備等)

第18条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報、啓発等)

第19条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育の重要性等について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な広報及び啓発を行い、家庭教育の支援に関する社会的気運の醸成に努めるものとする。

3 県は、家庭教育の支援に取り組む団体の活動を促進するための施策の実施、家庭教育の支援に関する事例の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年度、家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

(家庭教育を实践する日等)

第22条 県は、家庭教育を重点的に実践するため、毎月第3日曜日において、家庭教育についての関心と理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めるものとする。

2 県は、いばらき教育の日を定める条例(平成16年茨城県条例第35号)第3条に規定するいばらき教育月間において、家庭教育についての関心と理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。